焼却施設の維持管理に関する記録を廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の三第二項の規定により次のように公表いたします。

令 和 2 年 8 月 11 日

中讃広域行政事務組合　管理者　　梶　　正　治

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（以下「規則」という。）第四条の五の二第一項第一号の規定により、公表する事項は次のとおりです。

（令和２年７月分）

イ　処分した一般廃棄物の量

７月　　１１６０．１ｔ

ロ　第四条の五第一項第二号ト、リ及びヲの規定による測定に関する事項

(1) 当該測定を行った位置　　別添資料（１）のとおり

(2) 当該測定の結果及び得られた年月日　　別添資料（２）のとおり

(3) 当該測定の結果　　別添資料（３）のとおり

ハ　第四条の五第一項第二号ヌの規定によるばいじんの除去を行なった年月日

・冷　却　設　備　　ガス冷却室及び空気予熱器等の除じんは、月例の定期点検時に実施する。

・排ガス処理設備　　ろ過式集じん器（バグフィルタ）の除じんは、空気式自動洗浄装置により制御管理され、通常運転時において適時に実施される。

ニ　第四条の五第一項第二号カの規定による測定に関する事項

(1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置　　別添資料（１）のとおり

(2) 当該測定に係る排ガス採取した年月日　　別添資料（２）のとおり

(3) 当該測定の結果の得られた年月日　　別添資料（２）のとおり

(4) 当該測定の結果　　別添資料（２）のとおり